

議案第 22 号

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定に基づき、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を別紙のように変更することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 26 日提出

小野市長 蓬 萊 務

（提案理由）

兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する篠山市の名称変更に伴い、同組合理約を変更する必要があるため。

兵庫県市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合格約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）の一部を次のように改正する。

別表第1号表及び別表第2号表中「、篠山市」を「、丹波篠山市」に改める。

附 則

この規約は、平成31年5月1日から施行する。